

(毎月勤労統計調査)

## 審 査 メ モ (案)

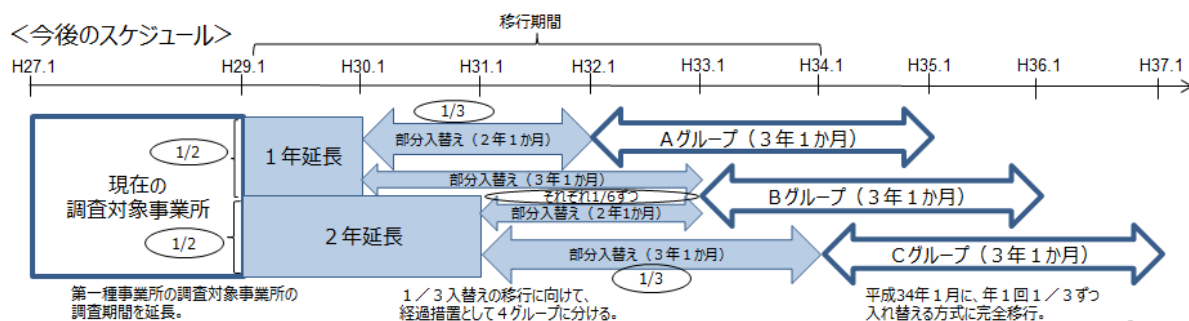
## 1 毎月勤労統計調査（基幹統計調査）の変更

毎月勤労統計調査（以下「本調査」という。）について、平成 27 年度後半から行われた統計委員会における統計法施行状況審議等を踏まえ、標本設計等について変更することとしている。

## (1) 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

(統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更)

- 第一種事業所に係る調査について、平成 32 年 1 月調査から、調査対象事業所を毎年 3 分の 1 ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入する。(平成 34 年 1 月に完全移行予定)
- 現在の調査対象事業所については、平成 29 年 1 月で調査対象期間（2 年 1 か月）を終了する。しかし、ローテーション・サンプリングを導入するまでの経過措置として、その半数の事業所に対しては 1 年間（平成 29 年 2 月～30 年 1 月）、残り半数の事業所に対しては 2 年間（平成 29 年 2 月～31 年 1 月）、調査対象期間の延長を求めるとともに、平成 34 年 1 月の完全移行まで、部分入替えを段階的に行う。



## (審査状況)

第一種事業所に係る調査は、現在、調査対象期間の終了後、全ての調査対象事業所を一斉に入れ替える方式を採用している。しかし、この調査対象事業所の一斉入替えに伴う時系列データの断層が利活用上の支障となっていることから、平成 27 年度後半における統計委員会の統計法施行状況審議（未諮問基幹統計に係る審議）の結果、

- ① 調査対象事業所を毎年 3 分の 1 ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入
  - ② 当該導入に伴う経過措置の検討
- が求められている。

今回の変更は、統計委員会が示した方向性に即して計画を変更するとともに、経過措置を

採るものであり、統計の正確かつ安定的な作成・提供の観点から適当と考えるが、①ローテーション・サンプリング導入に伴う標本設計等の具体的手法、②調査対象事業所の入替え前後の調査結果に関する対応、③報告者及び実査業務を担う都道府県における負担軽減方策等について確認する必要がある。

## (論点)

### 《ローテーション・サンプリングの導入スケジュール全般》

- a ローテーション・サンプリングの導入に向けた事業所の入替え開始時期が30年1月なのはなぜなのか。もっと早く入替えを開始できないのか。
- b 入替えを開始してからの移行期間に4年を要しているが、短くできないのか。(また、入替えの時期をどうしても毎年1月しなければいけないのか。)

### 《ローテーション・サンプリングの導入に伴う標本設計等》

- c ローテーション・サンプリングは、調査対象事業所の入替えに伴う集計結果の断層発生を抑制することを目的に導入されるものであるが、毎年3分の1ずつ入れ替えること的前提として、標本を3グループに分けることになる。
  - i) どのような基準に基づきグループ分けを行うのか。
  - ii) 各グループにおいて、産業別、事業所規模別で、可能な限り、均質となるような措置は行うのか。
  - iii) 都道府県ごとにみた場合、調査対象事業所の属性に偏りが発生するようなことはないか。
  - iv) 調査対象数が少ない階層については、どのようにして調査対象事業所のローテーションを行うのか。
- d 従業者規模500人以上の大規模事業所については、これまでしつ皆調査(調査対象事業所の入替えの際にも継続して調査対象としていた。)で行われていたが、ローテーション・サンプリングの導入後は、どのような対応となるのか。

### 《調査対象事業所の入替え前後の調査結果に関する対応》

- e 調査対象事業所の入替え前後の調査結果の差異について、何をもって「断層」と判断するか。「断層」と思われる差異が認められた場合、その差異について要因分析を行うのか。
- f サンプル替えの影響の計測方法について、第3回新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて、「毎月勤労統計調査について、サンプル替えの影響は新旧サンプルの重複時点の差としているが、重複時点の差(1か月)が安定的かどうかの確認を行う必要がある」との指摘があったが、その指摘に関する現在の検討状況はどうか。

### 《報告者・都道府県の負担軽減方策等》

- g 回収率の維持・向上を図るため、報告者負担の軽減策や理解を得る方策として、どのような手段を講じ、又は講じる予定としているか。
- h 本調査は都道府県を経由する調査であるが、今回の変更に伴う都道府県の事務負担の軽減策として、どのような措置を講じ、又は講じる予定か。  
それらの措置を講じるに当たっては、都道府県の意見を踏まえて検討し、理解を得るよう努めているのか。

## (2) 事業所母集団データベースの利用

(統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更)

平成 30 年 1 月分調査から、母集団情報を「経済センサス - 基礎調査」から「事業所母集団データベース」の年次フレームに変更する。

### (審査状況)

本調査は、現在、「経済センサス - 基礎調査」を母集団情報として利用している。しかし、これは5年周期の調査であり、結果として母集団情報も5年間更新されない。そのため、調査対象事業所を選定する際の母集団として、陳腐化が避けられず、それが断層拡大の要因ともなっていることから、可能な限り最新の情報が経常的に利用できる母集団への切り替えが望ましいと考えられていた。

こうした中、平成 26 年以降については、総務省統計局が運用する「事業所母集団データベース」を用いて、毎年、母集団情報が更新・利用できるようになった（以下「年次フレーム」という。）。

また、本調査の今後の在り方を検討した統計委員会の統計法施行状況審議においても、ローテーション・サンプリングを導入するタイミングに合わせて、母集団情報を年次フレームに変更することが求められている。

今回の変更は、統計委員会における指摘の方向性に沿ったものであり、適切と考えるが、年次フレームが本調査の母集団情報として、有効に利活用できるのか確認する必要がある。

### (論点)

- 本調査の母集団情報として今後利用する事業所母集団データベースについて、統計法施行状況審議において、「本調査における標本を毎年更新し、ギャップを縮減させるためには、事業所母集団データベースが官公営の事業所も含め適切に更新されることが重要」と指摘されている。年次フレームは、この指摘を踏まえ、適切な内容に更新されるものとなっているのか。

### (3) 常用労働者の定義変更

平成 30 年 1 月分調査から、調査事項の一つである常用労働者について、表 1 のとおり、定義を変更する。

表 1 常用労働者の定義の変更

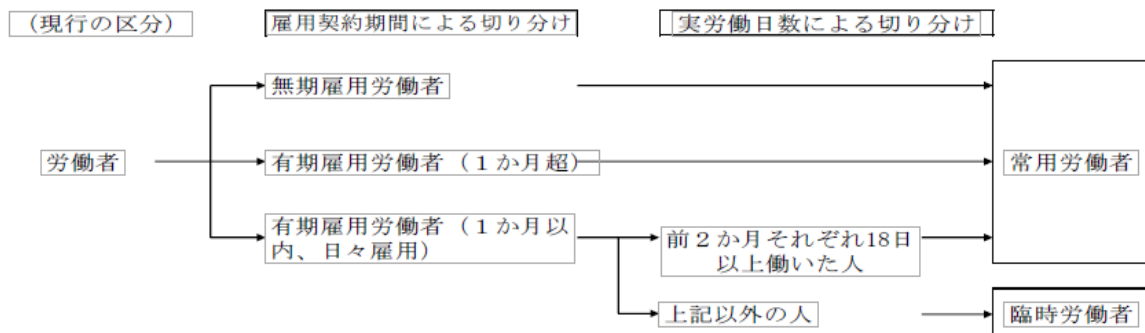
	現 行	変更案
第一種及び第二種事業所	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1 ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前 2 ヶ月の各月にそれぞれ 18 日以上雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u> (後略)
特別調査	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1 ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は 1 ヶ月以内の期間を定めて雇われている者で前 2 ヶ月 (5 月及び 6 月) の各月にそれぞれ 18 日以上事業所に雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u> (後略)

#### (審査状況)

厚生労働省は、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)で示された労働者区分の整理(図参照)を踏まえ、上記のとおり、常用労働者の定義を変更する計画である。

これについては、ガイドラインに沿った対応であり、統計の比較可能性の向上にも資するものであるため、適当と考えるが、利活用上の問題がないか確認する必要がある。

図 労働者区分の新旧





**(論点)**

- a ガイドラインに沿って名称・定義等を変更することに伴い、過去データとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。
- b 当該変更に関する利用者への周知として、どのような対応を想定しているのか。

#### (4) 統計調査員の活用範囲拡大

これまで、都道府県職員が直接行っていた第一種事業所に関する調査の督促業務について、統計調査員も行えるようにする。

##### (審査状況)

第一種事業所に対する調査については、現在、都道府県職員が調査対象事業所と接触することが基本とされており、統計調査員は関与していない。

今回の申請では、都道府県職員の負担軽減及び回収率の向上という観点を踏まえ、平成 29 年度以降、第一種事業所に対する調査業務のうち、督促については、都道府県の判断で、職員に加えて統計調査員も行えるようにする計画である。

この変更については、都道府県職員の業務負担の軽減や報告者に対するきめ細かい対応という観点からは適当と考えられるが、統計調査員（都道府県知事任命の非常勤職員）の業務負担が増えるという意味では、都道府県の業務が全体的には増加することも危惧される。

したがって、今回の措置の具体的内容や妥当性等について、確認する必要がある。

##### (論点)

- a 統計調査員が行えるようにする督促業務とは、具体的に、どのような内容か。例えば、統計調査員が足を運んで督促を行うのか、それとも電話でのみ督促を行うのか。
- b 統計調査員が足を運んで督促を行った際、報告者から調査票を提出された場合、当該統計調査員がその調査票を回収することも可能か。
- c 今回の見直しに当たり、統計調査員は増員されるのか。それとも、これまで第二種事業所を対象としていた統計調査員が併せて行うことを想定しているのか。  
前者の場合、統計調査員の任命などで結果的に都道府県職員の負担は増加しないか。  
後者の場合、統計調査員業務が増加することになるが、統計調査員への説明はどのように行うのか。また、統計調査員報酬も増額されることとなるのか。増額しない場合、他に調査員への何らかの手当はあるのか。
- d 本件申請について、統計調査員への説明会の開催など、実際に運用を開始するのはいつからと想定しているか。

(5) 調査票情報の保存期間の変更

調査票情報の保存期間を、表2のように変更する。

表2 調査票情報の保存期間及び保存責任者

現 行	変更案														
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) 調査票情報の保存期間</p> <p>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：3年</p> <p>(2) 保存責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び特別調査 厚生労働大臣</li> <li>・地方調査 都道府県知事</li> </ul>	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査名</th> <th style="text-align: center;">書類名</th> <th style="text-align: center;">保存期間</th> <th style="text-align: center;">保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全国調査及び特別調査</td> <td style="text-align: center;">記入済み調査票</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td style="text-align: center;"><u>永年</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方調査</td> <td style="text-align: center;">記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">都道府県知事</td> </tr> </tbody> </table>	調査名	書類名	保存期間	保存責任者	全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	<u>永年</u>	地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事
調査名	書類名	保存期間	保存責任者												
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣												
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	<u>永年</u>													
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事												

(審査状況)

厚生労働省は、表2のとおり、全国調査及び特別調査の調査票の内容を記録した電磁的記録媒体について、保存期間を「永年」に変更する計画である。

これは、調査票情報に係る省内における二次利用や外部への提供（以下一括して「二次的な利用」という。）の推進に資するものであることから、適切と考える。しかし、地方調査の調査票情報について、引き続き厚生労働省が保有しないことに問題はないか等について確認する必要がある。

(論点)

《全国調査、特別調査》

- a 現在、保存期間を経過した調査票情報は、集計表以外保存されていないということか。
- b 3年よりも前の調査票情報についての二次的な利用申請があった場合、どのように対応しているか。

《地方調査》

- c 現在、保存期間の3年を経過した調査票情報は、集計表以外残っていないということか。
- d 保存責任者を都道府県知事としているが、二次的な利用申請があった場合、どのように対応しているのか。

厚生労働省実施調査であるにもかかわらず、同省が調査票情報を全く保有しないことに問題はないか。

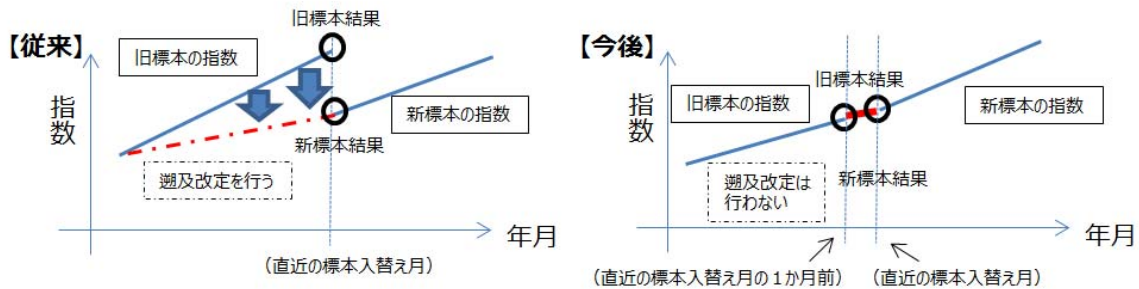
- e 保存期間の3年は適切か。長期化の必要性や余地はないか。

## 2 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項

### (1) 賃金・労働時間指数の接続方法の変更

本調査の結果から作成される「賃金・労働時間指数」については、現在、標本替えの際に、前回の標本替えの時点から今回の標本替えの時点までの指数を旧標本の指数を段階的に補正することにより、新標本の指数に接続している（遡及改定を行っている。）。

しかし、第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入後は、新旧計数をそのまま接続させ、遡及改定も行わない。



#### (審査状況)

本調査の一環として作成・公表されている賃金・労働時間指数については、調査対象事業所の入替えに伴う旧指数（入替え前の事業所のデータから作成した指数）と新指数（入替え後の事業所のデータから作成した指数）の補正方法について、現在、前回の標本入替え時点から旧標本の指数を段階的に補正することにより、新標本の指数に接続させる方法を採用している。

しかし、平成27年1月の標本抽出替えの際、遡及改定することにより、前年同月比が増加から減少に転じた月があり、利用者から分かりにくいという意見があったほか、景気指標として用いる際に、賃金の変動傾向の判断に影響が生じることも指摘され、その改善が求められていたところである。

これを受け、統計法施行状況審議では、「本統計の意図しているものや期待される役割を考慮し、引き続き検討する必要がある」と指摘されたところである。これを受けて、平成28年6月～8月にかけて行われた「横断的課題検討部会・新旧データ接続検討ワーキンググループ」では、「望ましい方法」として、「断層が過度に広がる前に標本を交替させることを前提に、新旧計数をそのまま接続する」旨の手法が示されたところである。

厚生労働省が今回予定している変更は、これを踏まえたものであり、適当と考えるが、ローテーション・サンプリング導入のための経過措置に合わせて、指数の接続についても経過措置を行うか等を確認する必要がある。

#### (論点)

- a 旧指数と新指数の接続方法は、具体的にどのように行うのか。（数字等を用いて、具体的に説明いただきたい。）
- b ローテーション・サンプリング導入に際し、経過措置（調査期間の延長及び部分入替え）を行うこととしているが、これに合わせて本指数の接続についても何らかの経過措置を行う予定か。



## (2) 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

賃金・労働時間指数について、平成 30 年 1 月分調査結果から、交替しない事業所（第一種事業所及び第二種事業所）のデータを用いて継続指数を作成する。

### (審査状況)

統計法施行状況報告では、利用者の利便性の観点から、ローテーション・サンプリングの導入に合わせ、調査対象事業所の一部入替えの際に、継続標本（入替えに係らない第一種事業所及び第二種事業所）のデータを利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについての検討することが求められている。

厚生労働省は、これを踏まえ、賃金・労働時間指数について、新たに継続指数を作成することとしている。

これについては、指摘を踏まえたものであり、妥当と考えるが、継続指数の具体的な作成方法について確認する必要がある。

### (論点)

- 継続指数の具体的な作成・公表方法はどのようになるのか。

### 3 オンライン調査の推進について

本調査は、調査員、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、「第Ⅱ期基本計画」においては、調査横断的な対応として、オンラインによる回収率の向上方策の検討が求められている。

#### (審査状況)

本調査は、全国の事業所を対象として調査するものであり、第一種及び第二種事業所については反復継続的な形で毎月実施されていること、及び全数調査として行う階層もあることから、オンラインによる回答実績を上げる余地はあると考えられ、集計作業の負担軽減及び調査結果の早期公表にも資すると考えられることから、オンライン回収率の更なる向上方策に関する対応状況等について検討する必要がある。

#### (論点)

- 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）及びオンライン回答を増やすための取組状況は、どのようになっているか。

【参考】第Ⅱ期基本計画（抄）

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。